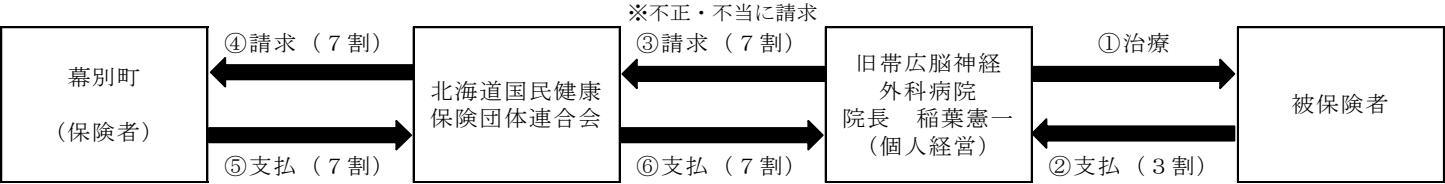


議案第74号 説明資料

旧帯広脳神経外科病院における診療報酬の不正・不当請求について

1 医療費（診療報酬）支払いの流れ



2 不正・不当請求の内容等

平成17年 3 月に北海道及び北海道社会保険事務局が共同で実施した監査において、診療報酬の不正・不当請求が発覚したものであり、不正・不当請求の内容及び診療報酬返還金額は次のとおりである。

○ 不正請求

平成13年 2 月診療分から平成17年 2 月診療分において、勤務実態のない海外研修中の医師 1 人を常勤医師と虚偽報告のほか、医師数が医師法で定める標準数を満たさないにもかかわらず、診療報酬を減額請求せず、また、入院時食事療養費についても、実態と異なるランクに位置付けるなど、不正に保険請求を行ったもの。

○ 不当請求

平成12年 3 月診療分から平成17年 2 月診療分において、患者の症状等を診療録に記載せずに痴呆性加算を算定するなど、不当に保険請求を行ったもの。

○ 診療報酬返還金額（幕別町分） (単位：円)

区 分		返還額	返還済額	未収額	不正不当計	備 考
国保会計	不正	3,914,087	1,623,482	2,290,605	2,398,539	
	不当	184,452	76,518	107,934		
老健会計	不正	24,858,120	0	24,858,120	25,686,726	老健会計廃止により一般会計雑入で未収計上
	不当	828,606	0	828,606		
一般会計 (重度医療)	不正	1,253,668	0	1,253,668	1,302,219	
	不当	48,551	0	48,551		
計		31,087,484	1,700,000	29,387,484	29,387,484	

3 これまでの経過

- ・ 平成18年12月 北海道から幕別町への通知（不正請求等の発覚による診療報酬の返還）
- ・ 平成19年 1 月 幕別町から稲葉憲一氏への返還額確定通知
- ・ 平成19年 4 月 稲葉憲一氏からの「分割納付」申出を承認
- ・ 平成19年 5 月 稲葉憲一氏からの返還開始（平成20年 8 月までに計170万円返還）
- ・ 平成20年 5 月 国税局による稲葉憲一氏の財産の差押
- ・ 平成21年11月 稲葉憲一氏からの「履行延期」申請を承認
【履行期限：平成24年11月30日まで 3 年間延長】
- ・ 平成24年11月 稲葉憲一氏からの「履行延期」申請を承認
【履行期限：平成27年11月30日まで 3 年間延長】
- ・ 平成26年11月 国税局の捜索により現金及び金塊を押収、差押により国税の債権回収終了
- ・ 平成26年12月 国税局による差押解除